

## 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」(その21)

- ・在宅患者訪問看護・指導料と同様に、医師からの指示を受けて、感染予防策を講じて新型コロナウイルス感染症(疑いを含む)の患者の訪問看護を行った場合に、精神科訪問看護・指導料及び在宅移行管理加算を算定できる。
- ・新型コロナウイルスへの感染を懸念した利用者等からの要望等により、訪問看護が実施できず、看護職員が電話等で病状確認や療養指導等を行った場合は、訪問看護・指導体制充実加算のみ算定する。ただし、当該月に1日は訪問し、訪問看護・指導料を算定していること、医師の指示内容、患者等の同意取得及び電話等による対応の内容を記録すること。精神科訪問看護の場合も同様。
- ・新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いとして、歯科で電話や情報通信機器を用いた診療を行った場合、歯科再診料の乳幼児加算、(乳幼児)時間外・休日・深夜加算、明細書発行体制加算が算定できる(3月5日以降分)。同様に初診から電話や情報通信機器を用いた診療を行った場合、歯科初診料の乳幼児加算、(乳幼児)時間外・休日・深夜加算が算定できる(4月27日以降分)。
- ・歯科外来診療環境体制加算、在宅療養支援歯科診療所及びかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準である研修について、eラーニング等のWEB配信による受講でも、医療関係団体が実施し、必要な内容が網羅されたものであれば、認められる。

## 疑義解釈(その16)(その17)について

SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出の対象に、「Aptima SARS-CoV-2」(ホロジックジャパン株式会社)及び「新型コロナウイルス検出キットSUDx-SARS-CoV-2 detection kit」(株式会社スティックスバイオテック)「VIASURE SARS-CoV-2 PCR(ORF1ab gene, N gene)」(CerTest社)が加えられた。

## コロナ対策第2次補正予算成立(6/12) 国会閉会に批判も

6月12日に成立した政府の第2次補正予算には、下記の例のような新型コロナ対策が盛り込まれていますが、政府が自由に使い道を決められる予備費が問題とされています。東日本大震災の時の8千億円をはるかに上回る10兆円という額も問題ですが、第1次補正予算の予備費で行った施策が「アベノマスク」であり、国会がチェックできるよう、国会を閉めるべきではないとの批判が起きています。

- ・家賃支援給付金として、減収となった事業者の家賃の一部を給付。
- ・雇用調整助成金の日額上限を8,330円から15,000円に引き上げ。
- ・新型コロナ感染患者受け入れのための空床確保料の補助。
- ・新型コロナ疑い患者の受け入れのための、救急・周産期・小児医療機関の設備整備の補助、支援金。
- ・動線確保等、感染拡大防止対策等への補助。

## 高知協会今年度後半期会費を無料に一定期総会で決定

6月14日に開かれた高知保険医協会第51回定期総会で、新型コロナによる会員医療機関の経営悪化を鑑み、今年度後期分(10月～来年3月)の会費を無料にすることとしました。

6月5日発送の「高知保険医協会ニュース」6月号の封筒に、「新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する緊急アンケート(第2次)」「税務調査アンケート」「個別指導アンケート」を同封しています。ご返信がまだの方は、ぜひご返信よろしくお願い致します。